

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社は、企業価値の増大に向けて、経営環境・社会環境の変化に適切に対処するためには、より迅速かつ高品質の意思決定、業務執行を実現していくことが不可欠であるとの認識のもと、コーポレート・ガバナンスの強化を経営の重要課題の一つとらえ、積極的に取り組んでまいります。

### 2. 資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満
-----------	------------

### 【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
財務大臣	5,001,345	50.01
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	256,502	2.57
ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー505223(常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行決済営業部)	224,116	2.24
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	222,931	2.23
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 みずほ銀行口再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社	169,000	1.69
ザチェースマンハッタンバンク385036(常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行決済営業部)	85,107	0.85
メロンバンクエヌエーアズエージェンツフォーイットクライアントメロンオムニバスユーエスペンション(常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行決済営業部)	80,675	0.81
ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー(常任代理人 香港上海銀行東京支店)	78,317	0.78
HSBC BANK PLC A/C THE CHILDRENS INVESTMENT MASTER FUND(常任代理人 香港上海銀行東京支店)	68,367	0.68
ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー505225(常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行決済営業部)	61,888	0.62

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

#### 補足説明

・日本たばこ産業株式会社法により、政府は当社の株式を保有する義務が定められており、2011年3月末現在、政府の保有比率は50.01%となっております。

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、大阪 第一部、名古屋 第一部、札幌 既存市場、福岡 既存市場
決算期	3月
業種	食料品
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1兆円以上
直前事業年度末における連結子会社数	100社以上300社未満

#### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

---

#### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

・日本たばこ産業株式会社法により、政府は当社の株式を保有する義務が定められており、2011年3月末現在、「2. 資本構成 補足説明」に記載のとおり、政府の保有比率は50.01%となっております。

・財務大臣は、日本たばこ産業株式会社法及びたばこ事業法に従い、当社を監督する権限等を有しております。

・医薬事業を営んでいる鳥居薬品株式会社(以下、「鳥居薬品」)は当社の連結子会社であり、東京証券取引所に上場しています。主として、当社の医薬事業部門が研究開発の機能を担っているのに対して、鳥居薬品は製造と販売の機能を担っています。両社は機能の異なる事業運営を効率的に行うために協力関係を保持しており、当社は鳥居薬品の独自の経営判断を妨げず、その一定の独立性確保を尊重しております。

## II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

#### 【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数 <span style="background-color: #FFD700;">更新</span>	8名
社外取締役の選任状況	選任していない

#### 【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4名
監査役の人数	4名

#### 監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役による監査、監査部による監査及び会計監査人(有限責任監査法人トーマツ)による監査はそれぞれ独立して適切に実施されておりますが、監査結果について相互に情報共有する等、適切な監査を行うための連携強化に努め、適宜、情報・意見交換を実施しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

#### 会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
立石 久雄	他の会社の出身者									○
上田 廣一	弁護士					○				○
今井 義典	他の会社の出身者									○

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

#### 会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)

立石 久雄	○	昭和46年4月 大蔵省入省 平成9年7月 国税庁関東信越国税局長 平成11年7月 総務庁人事局次長 平成13年1月 総務省人事・恩給局次長 平成13年7月 (財)地域総合整備財団 常務理事 平成15年7月 国家公務員共済組合連合 会 常務理事 平成17年9月 同連合会 専務理事 平成19年6月 当社常勤監査役(現任)	長年の行政実務及び国家公務員共済組合連 合会の常務理事、専務理事として当該団体の 業務執行により培われた豊富な経験と幅広い 識見から、当社の社外監査役に適任であると 総合的に判断し選任するとともに、本人及び 近親者の属性等についても一般株主との利益 相反の生じるおそれはないと判断し、独立役員 に指定しております。
上田 廣一	○	昭和42年4月 司法修習生 昭和44年4月 検事任官 平成18年6月 東京高等検察庁検事長 平成18年12月 定年退官 平成19年1月 弁護士登録 平成19年4月 明治大学法科大学院特任 教授(現任) 平成21年1月 株式会社整理回収機構代 表取締役 平成21年3月 同社代表取締役社長(現 任) 平成21年6月 当社監査役(現任)	法曹界における豊富な経験と幅広い識見か ら、当社の社外監査役に適任であると総合的 に判断し選任するとともに、本人及び近親者 の属性等についても一般株主との利益相反の 生じるおそれはないと判断し、独立役員に指 定しております。
今井 義典	○	昭和43年4月 日本放送協会入社 平成7年6月 同協会ヨーロッパ総局長 平成12年5月 同協会国際放送局長 平成15年6月 同協会解説委員長 平成20年1月 同協会副会長 平成23年1月 同協会副会長退任 平成23年4月 立命館大学 客員教授(現 任) 平成23年6月 当社監査役(現任)	日本放送協会副会長としての経営経験や豊富 な国際経験によるグローバルな視座等を含め た幅広い識見から、当社の社外監査役に適 任であると総合的に判断し選任するとともに、 本人及び近親者の属性等についても一般株主 との利益相反の生じるおそれはないと判断し、 独立役員に指定しております。

#### 【独立役員関係】

独立役員の数	3名
その他独立役員に関する事項	

#### 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入
該当項目に関する補足説明	

取締役の報酬については、単年度の業績・中長期の企業価値と連動したものとしております。

具体的には、執行役員を兼務する取締役の報酬については、日々の業務執行を通じた業績達成を期待されることから、月例の基本報酬に加え、単年度の業績を反映した年次賞与、中長期の企業価値と連動する株式報酬型ストックオプションで構成しております。

また、執行役員を兼務しない取締役の報酬については、企業価値向上に向けた全社経営戦略の決定と監督機能を果たすことが求められることから、月例の基本報酬及び株式報酬型ストックオプションで構成しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、その他
該当項目に関する補足説明	

当社では、当社取締役および執行役員の報酬の一部として、企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めることを目的に、株式報酬型ストックオプションを導入しております。

#### 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	一部のものだけ個別開示
該当項目に関する補足説明	

2011年3月期における取締役の報酬等の総額は583百万円であり、基本報酬372百万円、役員賞与107百万円、ストックオプション報酬103百万円からなっております。

また、連結報酬等の総額が1億円以上であるものについては第26期有価証券報告書において個別開示を行っております。

社外監査役の報酬等の総額は56百万円であり、社外監査役含む監査役の報酬等の総額は90百万円です。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 **更新**

あり

#### 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社における役員報酬の基本的な考え方は以下のとおりです。

- ・優秀な人材を確保するにふさわしい報酬水準とする
- ・業績達成の動機付けとなる業績連動性のある報酬制度とする
- ・中長期の企業価値と連動した報酬とする
- ・客観的な視点、定量的な枠組みに基づき、透明性を担保した報酬とする

これらに基づき、役員報酬の体系は、月例の「基本報酬」に加え、単年度の業績を反映した「役員賞与」及び中長期の企業価値と連動する「株式報酬型ストックオプション」の3本立てとしております。

取締役の報酬構成については、以下のとおりです。

(執行役員を兼務する取締役)

その役割は、「日々の業務執行を通じた業績達成」であり、報酬は、「基本報酬」、「役員賞与」、「株式報酬型ストックオプション」からなっております。

(執行役員を兼務しない取締役)

その役割は、「企業価値向上に向けた全社経営戦略の決定と監督機能」であり、報酬は、「基本報酬」、「株式報酬型ストックオプション」からなっております。

監査役については、主として遵法監査を担うという監査役の役割に照らし、「基本報酬」に一本化しております。

また、報酬等の額については、規模や利益が同水準でグローバル展開を行っている国内大手メーカー群の報酬水準をモニタリングしたうえで、外部有識者を含む報酬諮問委員会での審議を踏まえ、取締役については取締役会、監査役については監査役の協議で決定しております。

なお、業績や企業価値に連動した報酬については以下のとおりです。

「役員賞与」については、単年度の連結業績及び事業部門業績に応じて変動させております。また、「株式報酬型ストックオプション」については、中長期の企業価値と連動いたします。「役員賞与」の支給対象となる、執行役員を兼務する取締役においては、「役員賞与」が標準額であった場合、「役員賞与」と「株式報酬型ストックオプション」の合計額の割合は「基本報酬」に対して7割強としております。

#### 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

当社は、監査役が株主の負託を受けた独立の機関として会社の健全かつ持続的な成長と社会的信用の維持向上に向けて取締役及び執行役員の職務の執行を十分に監査することができるよう、監査役の職務を支援する組織として必要な人員を配置した監査役室の設置、情報伝達体制の整備等、適切な環境整備に努めております。

取締役及び執行役員は、会社に著しい損害を及ぼす虞のある事実を発見した場合における当該事実について、監査役会に報告しております。また、上記の他、取締役等は、計算書類等及び不正又は法令若しくは定款に違反する重大な事実を発見した場合における当該事実その他の会社の経営に関する重要な事項等について、監査役会に報告を行うものとしております。

監査役は取締役会に加えその他の重要な会議に出席でき、取締役等は、監査役から重要な文書の閲覧、実地調査、報告を求められたときは、迅速かつ適切に対応しております。

なお、取締役は監査役による監査に協力し、監査にかかる諸費用については、監査の実効性を担保するべく予算を措置しております。また、監査部及びコンプライアンスを統括する部署は、監査役との間で情報交換を行い、連携をとっております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

取締役会は、原則毎月1回の開催に加え、必要に応じ機動的に開催し、法令で定められた事項及び重要事項の決定を行うとともに、業務執行を監督し、取締役から業務執行状況の報告を受けております。

当社は、全社として高品質の業務執行を持続するため執行役員制度を導入しており、取締役会が任命する執行役員は、取締役会の決定する全社経営戦略等に基づき、各々の領域において委譲された権限のもと、適切に業務執行を行っております。また、会長は代表権を持たない取締役として経営の監督に専念することとしております。

また、経営に関する中長期の方向性もしくはこれに準ずる重要事項について広い見地からの助言を得る機関として、5名の外部有識者から成るアドバイザリー・コミッティを設置し、コーポレート・ガバナンスの強化に向けた取組みを推進しております。

経営会議は、社長及び社長の指名する者をもって構成し、取締役会に付議する事項のほか、業務全般にわたる経営方針及び基本計画に関する事項等を中心に、経営上の重要事項に関する審議を行っております。

当社は、監査役制度を採用しており、監査役は、株主の負託を受けた独立の機関として、取締役及び執行役員の職務の執行を監査することにより、会社の健全かつ持続的な成長と社会的信用の維持向上に努めております。

なお、監査役 塩澤義介氏は、当社資金部長を務めるなど、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

監査部は、内部監査を所管し、他の業務執行組織から独立した客観的な視点で、重要性、法令遵守及びリスクを考慮してグループ会社を含む社内管理体制を検討・評価し、社長に対して報告・提言を行うとともに、取締役会へ報告を行っております。また、国内・海外のグループ会社と連携を図り、グループ全体の監査体制の充実に向けた取組みを推進しております。

会計監査人(有限責任監査法人トーマツ)は、会社法及び金融商品取引法に基づき、会計監査を実施しております。

2011年3月期に係る会計監査業務を執行した公認会計士の氏名等、会計監査業務に係る補助者の構成については以下のとおりです。

(会計監査業務を執行した公認会計士の氏名等)

五十嵐 達朗 氏(6年)、飯塚 智 氏(4年)、石川 航史 氏(1年)、

※( )内の数字:連続して監査関連業務に社員として関与した年数

(会計監査業務に係る補助者の構成)

公認会計士 12名、会計士補等 10名、その他 8名

監査役監査、内部監査、会計監査はそれぞれ独立して適切に実施されておりますが、監査結果について相互に情報共有する等、適切な監査を

行うための連携強化に努めております。

役員候補者の指名については、人格、識見、経験等を勘案して候補者として取締役会で決定した後、株主総会に諮っております。

### 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

現在、社外取締役は選任しておりませんが、当社は取締役について人格、識見、経験等を勘案して適任者を選任しております。また、社外取締役に期待される、外部的な視点からの助言機能につきましては、当社の経営に関する中長期の方向性もしくはこれに準ずる重要事項について広い見地からの助言を得る機関として、5名の外部有識者から成るアドバイザリー・コミッティを設置し、その機能の確保に努めております。

あわせて、監査役(過半数は社外監査役(3名全て独立役員))による独立・公正な立場からの監査の実施等による、客観性及び中立性を確保した経営の監視体制を整えております。また、報酬諮問委員会やコンプライアンス委員会は専門的知見を有する外部委員を含む委員から構成しております。

以上のことから、現在の体制が十分に業務執行の監視体制を果たしていると考えております。現時点では社外取締役を選任しておりませんが、社外取締役に期待する役割、ふさわしい人材等については、絶えず検討してまいりたいと考えております。

### Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

#### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2010年は6月2日に、2011年は6月6日に発送いたしました。
集中日を回避した株主総会の設定	2010年と2011年の株主総会につきましては、それぞれ6月24日に開催いたしました。
電磁的方法による議決権の行使	会社が指定する議決権行使ウェブサイトより議決権を行使する方法(E-Voting)を採用しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームへ参加しております。
招集通知(要約)の英文での提供	当社のウェブサイトに掲載するほか、議決権行使プラットフォームにおいてもこれを開示しております。

#### 2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	年数回、証券取引所等が主催する説明会に参加しております。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算発表後、当社内や近隣施設等において説明会を実施しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	決算発表後、海外投資家向けに電話会議を開催するとともに、年数回、海外に所在する投資家を訪問し、説明を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算情報、決算説明会資料、決算情報以外の適時開示資料、有価証券報告書又は四半期報告書、株主総会の招集通知等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	コミュニケーション責任者のもと、IR広報部内にIR専任担当を設置しております。	

#### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社グループは、「自然・社会・人間の多様性に価値を認め、お客様に信頼される『JTならではのブランド』を生み出し、育て、高め続けていくこと」をJTグループミッションとして定め、グループ内で共有しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	JTグループミッション実現を目指す観点から、環境負荷低減、地域貢献活動、植林／森林保全活動、青少年育成活動等に積極的に取り組んでおり、その活動内容について、CSR報告書を通じて毎年公表しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、各種の会社情報の取扱いに関する権限と責任を明確にするため、情報開示に関する規程等を定めており、適時適切な情報開示に努めております。

## IV 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社はこれまで、コンプライアンス、内部監査、リスクマネジメント等の取組みを通じて業務の適正を確保するための体制の運用を図り、また、監査役会設置会社として、監査役への報告体制の整備等、監査役による監査の実効性の確保に向けた取組みを行ってまいりました。今後も、現行の体制を継続的に随時見直しながら取組みを進め、適正な業務執行のため、以下のような企業体制の維持・向上に努めてまいります。

#### (1) 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス体制については、その体制に係る規程に基づき、取締役及び従業員が法令、定款及び社会規範等を遵守した行動をとるための行動指針を定め、その徹底を図るため取締役会に直結する機関として外部専門家を加えたコンプライアンス委員会を設置し、会長が委員長を務めております。また、コンプライアンス統括室を設置し、全社横断的な体制の整備・推進及び問題点の把握に努めるとともに、取締役及び従業員を対象にした各種研修等を通じて教育啓発活動を行うことにより、コンプライアンスの実効性の向上に努めております。

内部通報体制については、通報相談窓口を設置しており、そこに寄せられた通報についてはコンプライアンス統括室が内容を調査し、必要な措置を講ずるとともに、担当部門と協議のうえ、全社的に再発防止策を実施するとともに、重要な問題についてはコンプライアンス委員会に付議し、審議を求めるとしております。

財務報告の信頼性を確保するための体制については、金融商品取引法等に基づき、財務報告に係る内部統制システムを整備・運用するとともに、これを評価・報告する体制を適正な人員配置のもとに構築し、もって財務報告の信頼性の維持向上を図っております。

内部監査体制については、監査部が所管し、事業活動の全般にわたる管理・運営の制度及び業務の遂行状況を合法性と合理性の観点から検討・評価し、会社財産の保全及び経営効率の向上を図っております。

#### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

株主総会、取締役会及び経営会議の議事録は法令、社内規程に基づいて、適切に管理保存しております。その他の重要な業務執行や契約の締結等の意思決定に係る情報は、社内での責任権限に関する規程（以下、「責任権限規程」）に基づき責任部署及び保存管理責任を明らかにし、その意思決定手続・調達・経理処理上の管理に関する規程を定め、保存管理しております。

#### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

金融・財務リスクについては、社内規程等を定めるとともに、四半期毎に経営会議へ報告を行っております。

その他のリスクの把握・報告については、責任権限規程により定められた部門毎の責任権限に基づき、責任部署が適切に管理を行うとともに、重要性に応じて、経営会議へ報告・付議しております。

監査部には内部監査組織として必要な人員を配置し、他の業務執行組織から独立した客観的な視点で、重要性とリスクを考慮してグループ会社を含む社内管理体制を検討・評価し、社長に対して報告・提言を行うとともに、取締役会へ報告を行っております。

有事に備え、危機管理及び災害対策について対応マニュアルを定め、危機や災害の発生時には事務局を経営企画部として緊急プロジェクト体制を立ち上げ、経営トップの指揮のもと、関係部門の緊密な連携により、迅速・適切に対処することができる体制を整えております。

#### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、原則毎月1回の開催に加え、必要に応じ機動的に開催し、法令で定められた事項及び重要事項の決定を行うとともに、業務執行を監督しております。また、経営会議は、社長及び社長の指名する者をもって構成し、取締役会に付議する事項のほか、業務全般にわたる経営方針及び基本計画に関する事項等を中心に、経営上の重要事項に関する審議を行っております。

当社は執行役員制度を導入しており、取締役会が任命する執行役員は、取締役会の決定する全社経営戦略等に基づき、各々の領域において委譲された権限のもと、適切に業務執行を行っております。

全社として業務の効率性柔軟性に資する運営を行うため、組織及び職制に関する社内規程により基本事項を定めるとともに、各部門の役割を明確に示しております。また、迅速な意思決定を行えるよう、業務執行上の責任部署を責任権限規程により定めております。

#### (5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社グループは、「自然・社会・人間の多様性に価値を認め、お客様に信頼される『JTならではのブランド』を生み出し、育て、高め続けていくこと」をJTグループミッションとして定め、グループ内で共有しております。グループマネジメントを行うにあたりましては、グループマネジメントポリシーに基づき、全体に共通する機能・規程等を定義し、JTグループ全体最適を図っております。

また、コンプライアンス体制（通報体制を含む）、内部監査体制、財務管理体制等についてはグループ企業と連携を図り、整備しております。

#### (6) 監査役の職務を補助する従業員及び監査役への報告に関する体制、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役の職務を支援する組織として必要な人員を配置した監査役室を置いており、必要に応じ監査役会と協議のうえ、人員配置体制の見直しを行うこととしております。また、監査役室の人事等については、監査役会が関与することにより、取締役からの独立性を確保するものとしております。

取締役及び執行役員は、会社に著しい損害を及ぼす虞のある事実を発見した場合における当該事実につきまして、監査役会に報告しております。また、上記の他、取締役及び従業員は、計算書類等及び不正又は法令若しくは定款に違反する重大な事実を発見した場合における当該事実その他の会社の経営に関する重要な事項等につきまして、監査役会に報告を行っております。

監査役は取締役会に加えその他の重要な会議に出席できることとしており、経営会議に概ね出席しております。取締役及び従業員は、監査役から重要な文書の閲覧、実地調査、報告を求められたときは、迅速かつ適切に対応しております。

この他、取締役は監査役による監査に協力し、監査にかかる諸費用については、監査の実効を担保するべく予算を措置しております。また、監査部及びコンプライアンス統括室は、監査役との間で情報交換を行い、連携をとっております。

### 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力の排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況は、以下のとおりです。

#### 1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体、密輸や偽造等の不法取引に関する組織とは断固として対決するものとし、一切の関係を遮断します。また、これらの活動を助長するような行為は行いません。トラブル等が発生した場合は企業をあげて立ち向かいます。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

上記の「反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方」は、当社の「行動指針」に明記し、社員に周知徹底しております。

社内体制としては、本社総務部を対応統括部署と定め、全国の支店に対応責任者を配置しており、警察当局、関係団体、弁護士等と連携し、反社会的勢力及び団体に関する情報を積極的に収集するとともに情報共有を図り、組織的な対応が可能となるよう体制の整備を進めております。

また、不当要求等に対して当社が講ずるべき措置については、企業防衛対応マニュアルに定めており、全国の事業所に常備するとともに、グループ企業を含む社員等に対して適宜研修等を行うことにより、反社会的勢力排除に向けた啓発活動を継続して行っております。

## V その他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

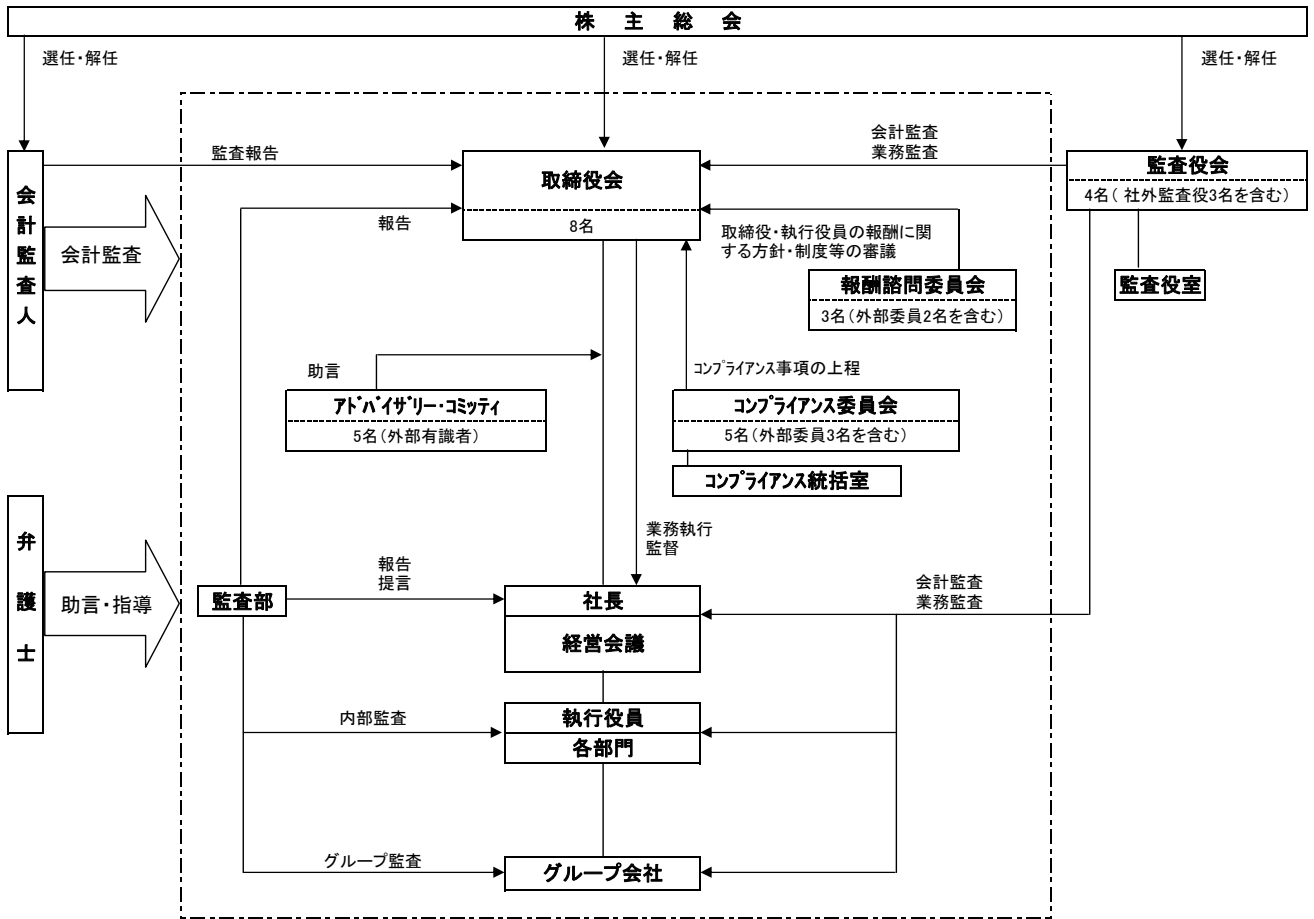
該当項目に関する補足説明

導入しておりません。

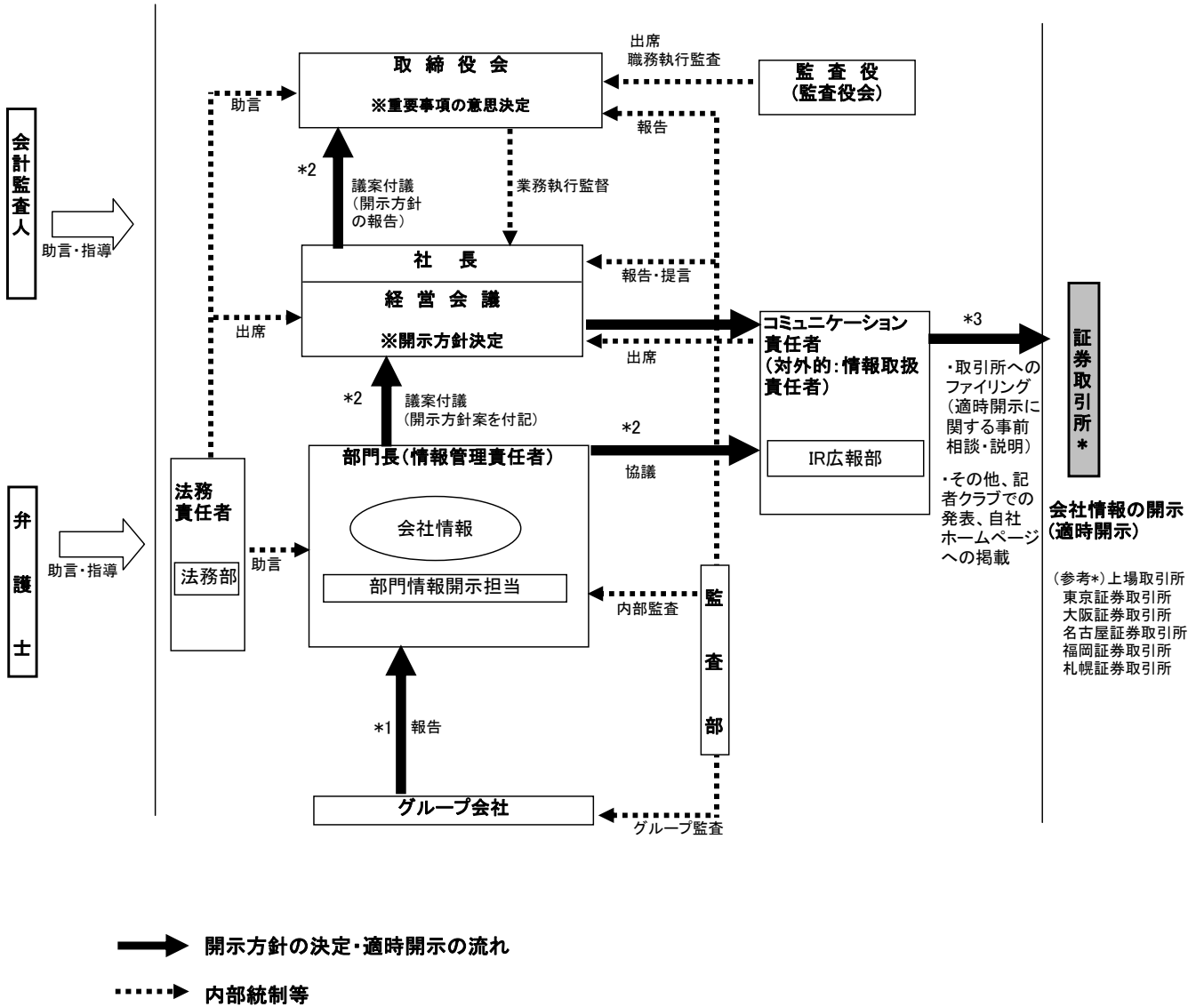
### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社のコーポレート・ガバナンス体制の整備状況及び適時開示体制の概要については、以下のとおりです。

当社のコーポレート・ガバナンス体制の整備状況



# 適時開示体制の概要



➡ 開示方針の決定・適時開示の流れ

⋯➡ 内部統制等

## **1. 情報取扱責任者等**

- (1) 当社は、各種の会社情報の取扱いに関する権限と責任を明確にするため、情報開示に関する規程等を定めており、適時適切な情報開示に努めております。
- (2) 当社は、情報開示に関する責任者として、コミュニケーション責任者を置き、コミュニケーション責任者は証券取引所に対しての情報取扱責任者となっております。
- (3) 各部門の長は情報管理責任者として、当該部門が管轄するグループ会社情報も含めた部門情報を一元的に集約、管理するため、部門情報開示担当を配置しております。
- (4) IR 広報部は、コミュニケーション責任者の直属の担当として、情報開示に関する企画、立案、実施等を行うとともに、部門情報開示担当と情報交換を行っております。
- (5) コミュニケーション責任者は、部門長に対し適時開示基準等について明示し、適時開示規則の変更があった場合等は必要に応じ周知するとともに、部門長から会社情報の報告を受けております。

## **2. 開示方針の決定・適時開示**

- (1) 各部門の長は、部門に関する情報を集約、管理することに加え、当該部門が管轄するグループ会社からも必要な情報を入手し、当該部門情報として一元的に集約、管理することとしております。\*1
- (2) 各部門の長は、経営会議規程に基づく重要事項について意思決定等を行う場合、適時開示を含む対外的な取扱いを、コミュニケーション責任者と協議したうえで経営会議に付議し、開示方針を審議・決定します。なお、取締役会規程に基づき、取締役会で意思決定が必要な重要事項については、取締役会に付議し、開示方針についても報告することとしております。\*2
- (3) コミュニケーション責任者は、決定された開示方針に基づき、重要事項の意思決定後、適時開示を行います。また、会社情報の開示を行う場合には、証券取引所の定める適時開示規則に基づき、証券取引所に対して事前説明を行う他、必要に応じて事前の相談を行っております。\*3

## **3. 内部統制等**

- (1) 取締役会は、法令で定められた事項及び重要事項の意思決定を行う他、業務執行状況（開示方針を含む）の報告を受け、業務執行を監督しております。
- (2) 監査役は、取締役とはその職責を異にする独立した会社の機関として、取締役の職務の執行を監査します。また、監査役は取締役会へ出席し、必要に応じ意見を述べております。
- (3) 監査部は、他の業務執行組織から独立した客観的な視点で、重要性とリスクを考慮して、グループ会社を含んだ社内管理体制を検討・評価（監査）し、社長に対して報告・提言を行うとともに、取締役会へ報告を行っております。
- (4) 法務責任者は、取締役会並びに経営会議で、必要に応じて意見を述べることとしております。また、法務部は、適時開示に関し、専門的知見に基づき各部門を支援することとしております。

## **4. 会計監査人・弁護士との関与**

- (1) 当社は、会計監査人より、「金融商品取引法」及び「会社法」に基づき監査を受けておりますが、決算情報の適時開示に関しては、必要な助言・指導を受ける体制をとっております。
- (2) 当社は、適時開示に関して、複数の法律事務所から、必要に応じて助言・指導を受ける体制をとっております。